

五監公告第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月19日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

都市整備課

3. 監査の期間

平成28年10月31日～平成28年11月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 公営住宅について、管理人による管理業務及び緑地樹木等の管理業務等の委託において、その事務処理に一部誤りが見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	委託契約書の取り交わし及び提出書類の修正を行ないました。今後は、同様の事例を生じさせないように注意し、適正な事務処理に努めてまいります。
② 市営住宅で高額所得者として認定されている入居者に対して、五泉市営住宅条例に基づく適正・公正な対応に努められたい。	公営住宅は住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅であることを踏まえ、高額所得者が速やかに住宅を明け渡すよう、市条例等に基づいた適正な対応に努めてまいります。